

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市は、2007(平成19)年度からの10年計画として第1次の健康増進計画がスタートしました。その後、国の「健康日本21(第二次)2013年~」を踏まえ、2018(平成30)年度から「第2次健康うるま21」を策定し、「つくろう 広げよう 健康の力！」を基本理念に定め、食に関する計画(食育推進計画)と妊婦と子どもの頃からの健康づくりに関する計画(母子保健計画)、健康増進計画という関連する3つの計画をもとに市民と地域、行政や関係団体が一体となって健康づくりの取り組みを推進してきました。

しかしながら、時代とともにライフスタイルや価値観の多様化が進み、健康診査受診率や予防接種率が低下するなど市民の健康管理行動が大きく変化してきています。また学童期からの食習慣、運動習慣、睡眠習慣などの生活習慣の乱れが積み重なり、成人になり肥満や生活習慣病^{※1}の発症および重症化による壮年期死亡(早世)や要介護状況に至っている等の課題が生じています。

また子育てに関して目を向けると、核家族化や地域でのつながりの希薄化などにより、近年の妊娠産婦や子育て家庭を取り巻く環境は厳しくなっており、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援と、さらなる取り組みの充実が必要です。

このような社会情勢やこれまでの取り組みの成果を踏まえ、市民アンケート調査等で見えてきた新たな課題にも対応できるよう、「健康増進計画」、「食育推進計画」、「健やか親子21(母子保健計画)」を一つの計画としてまとめた「第3次健康うるま21」を策定しました。

これまで個別に推進してきた各計画を連携させることによって相乗効果を生み出しながら、市民一人ひとりの健康づくりの支援や環境整備を進めてまいります。

2. 国・県の取り組み

(1) 国の取り組み

①21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)について

■「健康日本21」平成12(2000)年~

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を示すもので、壮年期死亡(早世)の減少、健康寿命^{※2}の延伸、生活の質の向上を図ることを目的として、生活習慣に関する9分野について70項目にわたる目標値を設定し推進しました。

【「健康日本 21」の基本方針】

1. 一次予防の重視
2. 健康づくり支援のための環境整備
3. 目標等の設定と評価
4. 多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進

【目標値を設定する9分野】

1. 栄養・食生活
2. 身体活動・運動
3. 休養・こころの健康づくり
4. たばこ
5. アルコール
6. 歯の健康
7. 糖尿病
8. 循環器
9. がん

■「健康日本21(第2次)」平成25(2013)年～

第1次計画期間の終了に伴い、第2次国民健康づくり運動として、次のような基本方針のもと計画が推進されています。

【「健康日本 21(第2次)」の基本方針】

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
3. 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
4. 健康を支え、守るための社会環境の整備
5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

■「健康日本21(第3次)」令和6(2024)年～

第2次計画期間の終了に伴い、第3次国民健康づくり運動として、次のような基本方針のもと計画が推進されています。

【「健康日本 21(第3次)」の全体像】

1. ビジョン: 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現
2. 基本的な方向:
 - ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
 - ②個人の行動と健康状態の改善
 - ③社会環境の質の向上
 - ④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
3. 誰一人取り残さない健康づくり:
 - ①「集団や個人の特性を踏まえた健康づくり
 - ②健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ
 - ③多様な主体による健康づくり
4. より実効性をもつ取組:
 - ①目標の設定・評価
 - ②アクションプランの提示
 - ③ICT の利活用

②食育推進基本計画について

■「第3次食育推進基本計画」平成28(2016)年～

平成17(2005)年に、食育^{※3}の基本理念を明らかにしてその方向性を示し、食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために「食育基本法」が制定されました。平成18年に「食育推進基本計画」、平成23年に「第2次食育推進基本計画」、平成28年に「第3次食育推進基本計画」が策定され、「生涯にわたる食の営み」や「生産から食卓までの食べ物の循環」にも目を向け、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための健全な食生活の実践に向けた取り組みが進められました。

【「第3次食育推進基本計画」の重点課題】

1. 若い世代を中心とした食育の推進
2. 多様な暮らしに対応した食育の推進
3. 健康寿命の延伸につながる食育の推進
4. 食の循環や環境を意識した食育の推進
5. 食文化の継承に向けた食育の推進

■第4次食育推進基本計画

第4次食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めています。第4次食育推進基本計画では、これまでの5年間の取り組みによる成果と、SDGsの考え方を踏まえ、多様な主体と連携・協働し、今後5年間、3つの重点事項を柱に取り組みと施策を推進していきます。

【3つの重点事項】

- ①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- ②持続可能な食を支える食育の推進
- ③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

【主な内容】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

③健やか親子21(母子保健計画)について

■「母子保健計画」平成8(1996)年~

母子保健に関しては、「健やか親子21」の策定以前から、「母子保健計画の策定について」(平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)に基づき、地域での計画的かつ効果的な母子保健対策の推進を図るため、各市町村において市町村母子保健計画が策定されました。

【4つの重点課題】

- (1) 安全な妊娠、出産の確保(医学的な管理と保健指導等)
- (2) 安心できる子育て環境の確保
(出産や育児に必要な情報、相談できる環境、保健指導が受けられる環境)
- (3) 健康的な環境の確保
(事故防止、適切な栄養、十分な運動の確保):健康なライフスタイルの確立
- (4) 個人の健康状態に応じた施策の推進
(障がいや慢性疾患を有する子の適切な医療確保のための関係機関等フォローアップ体制)

■「健やか親子21(第2次)(母子保健計画)」平成27(2015)年度~令和6(2024)年度

健やか親子21は21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであり、かつ、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画(健康日本21)の一翼を担うものとして位置づけられました。また、母子保健計画は、健やか親子21(第2次)を基本に見直されました。健やか親子21(第2次)(母子保健計画)では「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指し、3つの基盤課題と2つの重点課題を掲げてその取り組みを推進してきました。

【3つの基盤課題と2つの重点課題】

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- (3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- (4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- (5) 妊娠期からの児童虐待防止対策

■成育医療等基本方針における健やか親子21(母子保健計画)の位置づけ

令和5年度以降は、健やか親子21(母子保健計画)を成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付け、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取り組みを推進しています。

「健やか親子21」の取り組みにより、子どもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者の方が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親や子どもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進しています。

健やか親子21では、出生から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長過程、その保護者や妊産婦に対して必要な支援を切れ目なく提供することで、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指します。

(2)県の取り組み

①健康増進計画について

沖縄県では、「健康おきなわ2010(平成13年～)」をもとに県民の「早世の予防」、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」を目的とする県の健康づくりを進めてきました。その後引き継いだ「健康おきなわ21(第2次)～健康・長寿おきなわ復活プラン～(平成25年～)」では、『健康長寿沖縄』の維持継承と「2040年に男女とも平均寿命^{※4}日本一」を長期的な目標として取り組んできました。

「健康おきなわ21(第3次)」は「県民が健康・長寿を維持継承し、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることが大切である」を基本理念として、取り組みが進められています。

【4つの全体目標】

- ①平均寿命の延伸、②健康寿命の延伸、③早世の予防、④健康寿命の地域格差の縮小

【重点的に取り組む事項】

- ①肥満の改善(適正体重を維持している県民の増加)
- ②働き盛り世代の健康づくり(健康経営の更なる推進)
- ③市町村等との連携強化(国保、健康づくり事業等の効果的な実施)

【生活習慣病の発症予防と重症化予防】

- ①がん、②循環器病、③糖尿病、④肝疾患、⑤COPD(慢性閉塞性肺疾患)

【生活習慣の改善】

- ①食生活、②身体活動・運動、③休養・こころの健康、④飲酒、⑤喫煙、⑥歯・口腔の健康

【健康を支える社会環境の質の向上】、【生涯を通じた健康づくり】

○新・チャーガンジュウおきなわ9か条

②食育推進計画について

第4次沖縄県食育推進計画は、「いつも笑顔で くわっちーさびら みんなで広げよう！食育のおきな(わ)！」をキャッチフレーズに食育に取り組んでいます。

【4つの基本方針】

■県民の健康の視点

- ①次世代を担う子ども達の心身の健康を支える食育の推進
- ②健康長寿の維持・継承と健やかな暮らしを支える食育の推進

■社会・環境・文化の視点

- ③沖縄の食を支える持続可能な環境づくり

■横断的な視点

- ④食育を支える地域環境づくり

③健やか親子21(母子保健計画)について

健やか親子おきなわ21(第2次)は、沖縄県で暮らす全ての親と子が健やかでたくましく成長できる環境づくりのため、4つの主要課題をもとに取り組みを進めています。

【基盤課題】

1. 切れ目のない妊娠婦への保健対策と地域づくり
2. こどものへの保健対策と地域づくり
3. 思春期からの保健対策と地域づくり

【重視すべき課題】

4. のびのびと心豊かに子育てができる地域づくり

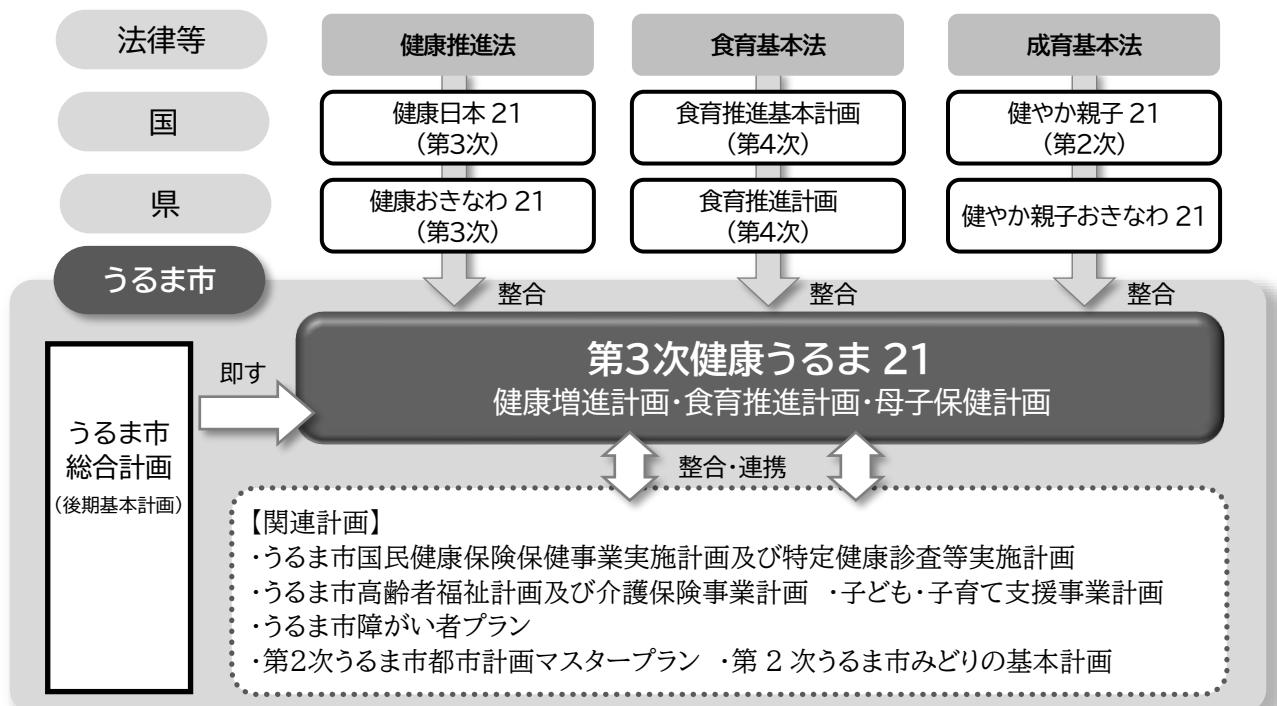
【主要目標と具体的目標】

1. 妊産婦支援体制の充実、すべての赤ちゃんが元気に生まれ育つ
 - (1)低体重児が減少する
 - (2)妊娠婦が安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり
2. すべての子供が望ましい生活習慣を獲得し主体的に健康づくりに取り組むことができる
 - (1)子どもが望ましい生活習慣を身につける
 - (2)子どもの事故を防止する
 - (3)適切な受診行動ができる
3. 思春期から主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実
 - (1)10代の人工妊娠中絶及び10代の性感染症の減少
 - (2)深夜徘徊、飲酒、喫煙をする10代の減少
 - (3)子どもの心の問題について、相談できる体制が充実する
4. 親や子どもの多様性を尊重し、それを支える地域の実現と児童虐待のない地域の実現
 - (1)子育てに喜びを感じる親が増える
 - (2)子育てのしにくさを感じる親を早期に支援する体制の整備
 - (3)虐待される子どもが減る

3. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」及び食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」であるとともに、国が定める「健康日本21(第3次)」、「食育推進基本計画(第4次)」、「健やか親子21(第2次)」にも即した計画です。

また「第2次うるま市総合計画後期基本計画」の中で、市民の健康づくりの推進、母子保健事業の充実、幅広い年齢を対象にした食育等に関する具体的な方策を定めています。健康づくりに関する取り組みを通じて「市民一人ひとりが健康で心豊かに過ごせる」の実現を努めるとともに、各種関連計画との整合を図り、地域特性を踏まえた市独自の計画とします。



4. 計画の期間

本計画は、2025(令和7)年度から2036(令和18)年度までの12年間を計画期間とします。目標達成状況については、2030(令和12)年度に中間評価を行い、その評価をその後の健康づくりの施策に反映させます。

また、国の動向や社会情勢の変化などへの対応が必要となった場合には適宜見直しを行います。

5. SDGsとの整合

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略であり、2015(平成 27)年 9 月の国連サミットで採択された 2030(令和 12)年を期限とする、貧困や飢餓の根絶、福祉の推進などの 17 の開発目標が掲げられ、国際社会全体の課題として取り組まれているものです。

2015(平成 27)年までを計画期間としていた開発途上国向けの開発目標「MDGs(ミレニアム開発目標)」の後継として採択された SDGsは、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標及び細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境にまたがる総合的な取り組みが求められています。

本市では、市の最上位計画である総合計画で示す基本計画の各施策に取り組むことは、SDGs が目指す 17 の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、SDGs の目標達成に資するものと整理されております。そのため本計画においても「3.すべての人に健康と福祉を」を念頭に、市民の健康づくりを支える取り組みを行います。

